

介護保険条例の一部を改正する条例について

議会第24号参考資料
2月定例会議
福祉課
令和8年3月9日

1 令和8年度の保険料率の算定に関する算定方法の特例

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われた。

これに伴い、一部の被保険者の保険料段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正に伴う影響を遮断するため、令和8年度に限り下記の特例を設ける。

① 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与等収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、給与等収入金額の区分に応じて、令和7年度税制改正による給与所得控除額の引上げ額分を加算することとする。

② 保険料率の算定に関する基準の特例

世帯員の町民税の課税状況の判定に際して、世帯内に令和7年度税制改正の影響により令和8年度に非課税となった者がいる場合には、その者は町民税課税者とみなす。本人の町民税の課税状況の判定に際しても、同様とする

2 令和8年度分の保険料の減額の特例

1の令和8年度の保険料率の算定に関する算定方法の特例に該当する者の中で、令和8年度分の保険料について、葉山町介護保険条例第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、町長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、附則第14項から前項までの規定により令和8年度の保険料の算定において保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例又は保険料率の算定に関する基準の特例の適用を受ける者のうち、町長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減額することができる。

1 令和8年度の保険料率の算定に関する算定方法等の特例

① 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（改正附則第14項～第16項）

ア 附則第14項の事例

Aさん 72歳・単身世帯のケース

令和7年中の年金収入金額 228万円

令和7年中の給与収入金額 60万円

【合計所得金額の算定】

- ・年金所得金額 118万円（＝年金収入金額228万円－年金所得控除額110万円）
- ・給与所得金額 0万円（＝給与収入金額60万円－令和7年度税制改正による給与所得控除65万円）
- ・合計所得金額 118万円（町民税課税）

この合計所得金額を介護保険料の所得段階にあてはめると、令和8年度の介護保険料段階は、町民税課税で合計所得金額が120万円未満であることから所得段階は「第6段階」となる。

しかし、改正後の附則第14項の算定方法の特例により、給与所得控除額は55万円となることから、給与所得金額は5万円（＝給与収入金額60万円－給与所得控除額55万円）となり、合計所得金額は123万円（町民税課税）と算定され、令和8年度の介護保険料段階は、「第7段階」となる。

		年額	月額
▶ 第6段階	本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円未満の方	73,872円	6,156円
▶ 第7段階	本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	81,000円	6,750円

イ 附則第15項の事例

Bさん 70歳・単身世帯のケース

令和7年中の年金収入金額 228万円

令和7年中の給与収入金額 100万円

【合計所得金額の算定】

- ・年金所得金額 118万円（＝年金収入金額228万円－年金所得控除額110万円）
- ・給与所得金額 35万円（＝給与収入金額100万円－令和7年度税制改正による給与所得控除65万円）
- ・合計所得金額 153万円（町民税課税）

これによると、令和8年度の介護保険料段階は、町民税が課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満であることから「第7段階」となる。

しかし、改正後の附則第15項の算定方法の特例により、給与所得金額に10万円を加えた額となることから、給与所得金額は45万円（＝給与所得金額35万円＋10万円）となり、合計所得金額は163万円（町民税課税）と算定され、令和8年度の介護保険料段階は、「第8段階」となる。

		年額	月額
▶ 第7段階	本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	81,000円	6,750円
▶ 第8段階	本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	86,832円	7,236円

ウ 附則第16項の事例

Cさん 66歳・男性・単身世帯のケース

令和7年中の年金収入金額 300万円

令和7年中の給与収入金額 170万円

【合計所得金額の算定】

- ・年金所得金額 190万円（＝年金収入金額300万円－年金所得控除額110万円）
- ・給与所得金額 105万円（＝給与収入金額170万円－令和7年度税制改正による給与所得控除65万円）
- ・合計所得金額 295万円（町民税課税）

これによると、令和8年度の介護保険料段階は、町民税が課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満であることから「第9段階」となる。

しかし、改正後の附則第16項の算定方法の特例により、給与所得金額に7万円（＝65万－改正前給与所得控除額58万（＝給与収入金額×40%－10万））を加えた額となることから、給与所得金額は112万円（＝給与所得金額105万円＋7万円）となり、合計所得金額は302万円（町民税課税）と算定され、令和8年度の介護保険料段階は、「第10段階」となる。

改正前給与所得控除

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円

	年額	月額
▶ 第9段階 本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	97,848円	8,154円
▶ 第10段階 本人が町民税課税で、 前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	109,512円	9,126円

② 保険料率の算定に関する所得の基準の特例（改正附則第17項～第18項）

エ 附則第17項第2号イの事例

Dさん 世帯主66歳・世帯員にEさん 65歳・妻（障害者）がいるケース

Dさん
 令和7年中の年金収入金額 100万円
 令和7年中の給与収入金額 40万円

Eさん
 令和7年中の年金収入金額 145万円
 令和7年中の給与収入金額 160万円

【合計所得金額の算定】

〔Dさん〕

- ・年金所得金額 0万円（＝年金収入金額100万円－年金所得控除額110万円）
- ・給与所得金額 0万円（＝給与収入金額40万円－令和7年度税制改正による給与所得控除65万円）
- ・合計所得金額 0万円（町民税非課税）

〔Eさん〕

- ・年金所得金額 35万円（＝年金収入金額145万円－年金所得控除額110万円）
- ・給与所得金額 95万円（＝給与収入金額160万円－令和7年度税制改正による給与所得控除65万円）
- ・合計所得金額 130万円（町民税非課税）

※障害者のため、合計所得金額が135万円以下は町民税非課税

これによると、Dさんの令和8年度の介護保険料段階は、世帯の全員が町民税非課税で本人の年金収入金額（100万円）と合計所得金額（0円）の合計が100万円であることから、「第2段階」となる。

しかし、改正後の附則第17項第2号イの算定方法の基準の特例により、Eさんは135万円から合計所得金額を控除して得た額が10万円以下（＝135万円－合計所得金額130万円）となることから、課税者としてみなすこととなる。

そのため、Dさんの令和8年度の介護保険料段階は、「第5段階」となる。

		年額	月額
▶ 第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方	28,382円	2,365円
▶ 第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	41,472円	3,456円
▶ 第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	57,024円	4,752円
▶ 第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超の方	64,800円	5,400円

2 令和8年度分の保険料の減額の特例（改正附則第19項）

○附則第19項の事例

Fさん 75歳・単身世帯のケース

令和7年中の年金収入金額	0万円
令和6年中の給与収入金額	98万円
令和7年中の給与収入金額	105万円

【合計所得金額の算定】

- ・年金所得金額 0万円（＝年金収入金額0－年金所得控除額110万円）
- ・給与所得金額 40万円（＝給与収入金額105円－令和7年度税制改正による給与所得控除65万円）
- ・合計所得金額 40万円（町民税非課税）

※町民税非課税ライン：合計所得金額が45万円以下

これによると、令和8年度の介護保険料段階は、町民税が非課税で合計所得金額が80万9千円以下であることから「第1段階」となる。

しかし、改正後の附則第15項の算定方法の特例及び第17項、18項の基準の特例により給与所得金額に10万円を加えた額となることから、給与所得金額は50万円（＝給与所得金額40万円＋10万円）となり、合計所得金額は50万円（町民税課税）と算定され、令和8年度の介護保険料段階は、「6段階」となるところだが、附則第19項の減額の特例及び厚生労働省通知に基づき、「第1段階」となる。

《参考》「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」（令和8年1月9日付事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課から各都道府県・市町村介護保険主管部（局）あて事務連絡）

2. 前年度非課税者に係る特例減免について

令和7年度（令和6年分）の住民税非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度（令和7年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行う場合については、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする。

当該減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。

また、当該減免を受けた者については、減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行う。

なお、これらの減免は令和8年度限りの措置とする。